

第4回 平塚市景観検討会議 議事要点

日時：平成 18 年 5 月 16 日（火）

10：05～12：10

場所：MNビル 11 階ひらつかスカイプラザ第二会議室

◇景観づくりの進め方について

<景観の将来イメージ・顔づくりについて>

- 平塚市を外から見た際のイメージを考えてはどうか。東海道線が相模川を渡る辺りや、観光道路でもある海岸沿いの国道 134 号線など、アリーナから海までの広いゾーンとして見た場合、そこが集客の観点から非常に重要な意味を持つゾーンと言えるのではないか。
- 現在、モデル地区として3つの軸が設定され、それぞれ「都市のシンボル軸」、「海へのシンボル軸」、「歴史軸」と名づけられている。しかし、商店街全体のイメージ向上に取り組むといった観点は、あまり盛り込まれていない。もう少し意図を持って、あるゾーンの景観に取り組むという視点があってもよいのではないか。
- 今回の報告内容全般としては、非常に分析的で良くできている。しかし、創造的というか、どのような方向に進めていくのかという部分については少し弱いかもしれない。みなさんで意見を出し合い、方向性を示さなければ、分析的なままで終わってしまうのではないか。
- 高さや色彩、意匠などを決める基となるのは、平塚市の顔としてのスタイルではないか。そこには非常に時間をかけて音楽、文学、映画などにより蓄積された、湘南というイメージの集積があるのではないか。是非それを活用し、平塚市の湘南としてのイメージをつくっていければよいのではないか。
- 実際に平塚の顔づくりに繋がるような取り組みは、モデル地区のひとつとして取り組むことができかもしれないが、これまでのモデル地区は都市構造としてとらえられている。しかし、東京方面からの来訪者の視点から見ると、もう少し違うとらえ方があるのかもしれない。そうしたものが景観のイメージとして強い影響を与えているのなら、戦略的に位置付けるような工夫をしてはどうか。それは、モデル地区なのか、全学的な取り組みの冒頭なのか、どこかうまくはまる場所に位置付けてはどうか。

<景観要素シートについて>

- 景観要素シートの扱い方が重要となってくる。全体的に、重要な法規制、あるいは条例に定めなければならない地区指定については、合意形成や法手続き等により時間を要するものもある。シートの使い方のひとつとして、市民の想いを載せておく場所とすることが考えられるのではないか。シートに記載することにより、今後の取り組みに繋げていくこともできるだろうし、検討の経過についても、公開できるものであればシート上で公開することにより、情報のコントロールができるのではないか。また、そうした情報がシートに少しずつ載せられていくことにより、意思疎通を手助けするしくみができるのではないか。
- 今後、プロジェクトチームなどで、シートの使い方についても練っていただけると良いのではないか。
- 様々な計画の立案時に、施設管理者や事業者理解を得るタイミングで景観要素シートを示すということによいのか。また、事前協議の際に、開発者に景観要素シートを見せて協議することになるのか。

- ⇒ 景観要素シートの使用法としては、各地域での取り組みに必要なページを抜き出して使うことをイメージしている。例えば、相模川の平塚への入り口景観ということであれば、相模川、鉄道からの車窓、相模川の橋のシートを束ねて、どのような景観にすれば良いのか発展させ、そのエリアの個別計画、整備計画等の情報を国や市の部局と共有する。また、過去の計画があれば、それについても連携させながら市民に提示するというような使い方が考えられるのではないか。
- ⇒ 都市系の景観要素シートについては、土地利用的なことも掲載されている。まず、その計画地における方針を設定し、市全体で取り組んでいる景観法による届出の内容、住宅地におけるガイドライン等を併せて民間の開発計画に行政指導を行い、理解していただくという活用法を考えている。
- 景観要素シートには写真が掲載されており、“景観要素の良さの表れた写真や課題の表れた写真を掲載”がされている。もちろんその両方を載せていただきたいが、掲載された写真の意図する良さもしくは課題の解説も併せて掲載していただきたい。
- 景観要素シートは次回の議題になるが、これはおそらくプロジェクトチームが執筆することになるのではないか。書き難い部分もあるだろうが、ここで大胆に書いていただかないと、指導することは難しいのではないか。

<届出対象行為について>

- 計画が策定され、運用されるまでには今後1年以上の期間を要する。その間に、現在検討している景観が崩されるという事態が起こっているのではないか。
- 既にあるものに関しては仕方がないと諦めるのか、更新される際には計画に準拠したものとするように定めるのか、ルールの書き方により左右される。駆け込みで行われた開発が、未来永劫得することにはならない状況をつくることはできる。
- 景観計画を実際に運用する際には、膨大な量のチェックが必要となる。その全てを行政が行うのか、もしくは市民との協働により行うのかなど、チェック方法についても検討する必要があるだろう。
- 現在は、年間200件程度の届出に対し審査を行っているということだが、戸建住宅なども届出対象とするならば、そのボリュームは現在の比ではなくなるだろう。この点についても計画に取り入れるのであれば、検討すべきだろう。

<景観形成基準について>

- 『平塚市都市景観形成ガイドライン』に“自然素材を活用する”とあるが、公共施設で自然素材を使用することは困難であるし、現在、住宅の外壁に使用されている仕上げ材は、タイルや石を模した人工素材が多くなっている。つまり、住宅でも自然素材やタイルなどの製品に置き換えていくように法的に指導することは、現実的ではない。素材選定に関して表記内容を工夫していかないと、具体的に指導していく段階で問題が生じてくるのではないか。
景観計画では基本的な指針を示し、ガイドラインのようなもので運用方法などを別途検討する必要があるだろう。
- 条例化、あるいは具体的なアクションプランが進んだ場合、建物本体の高さや色彩はある程度コントロールができると考えている。

<色彩基準について>

- すぐに細かな色彩の基準を設定することはスケジュール的に厳しいが、最初の一步として、市全域で緩やかな定量的な基準を設けることはできるのではないか。
- 色彩に関しては主観的な部分もあるが、せつかく景観計画をつくるのだから、色彩の基準を設定すれば、平塚市のイメージアップにつながるのではないか。

- 定性的な色彩基準は判断する者の主観に頼ることになり、議論がしづらいのではないか。定量的な数値基準を設けた方が誤解も少ないのではないか。また、他の市町村の例を見ても、定量的な規制を設けたからといって、自由度が著しく低くなるというわけではないと考えている。やはり、定量的な色彩基準を設けるべきではないか。
- 高さや建蔽率については、都市計画などにより、建築的側面から規制することが可能なのではないか。景観法策定の背景には、美しい国づくりのためにグレーゾーンをいかに規制していくかということがあると解釈している。まさに、色彩や屋外広告物は、白か黒かで判断できないグレーゾーンを含んでいるのではないか。景観とは白か黒かで判断できないものだと考えている。景観計画では、そうしたグレーゾーンの判断を明確にするべきであろう。今までのグレーゾーンであれば、また抜け道がつくられてしまうだけではないか。住民の意見と、企業のコマーシャルベースでは、意見が異なってくるだろう。平塚市の景観をより良くするため、定量的な基準を設けることができれば良いと考えている。

<他の条例や規制との連携について>

- 市街化調整区域内では既に高さに関する基準があり、それが眺望景観保全の観点においても機能しており、景観上意味を持っているのではないか。
- 景観を語る際に重要な要素は数多くあるが、高さはその最たるものではないか。高度地区や（仮称）都市づくり条例における地区まちづくりと景観との関係を整理しておくことが大切である。

<景観重要公共施設について>

- いずれ、県道や河川の管理者である土木事務所と協議することになると思うが、その際に景観要素シートなどに具体的に景観づくりの方向性が謳われていると管理者としても協議しやすいのではないか。

<屋外広告物について>

- 屋外広告物のチェックを行政のみで行うことは困難であり、市民の目の助けを借りるようなことも必要になってくるのではないか。
- 色彩をコントロールする際に、最も効果を感じやすいのはサインである。企業のコーポレートカラーや商品の色を前面に出したいという事情もあるのだろうが、京都をはじめとする様々な地域で、コーポレートカラーを変更してもらっているケースはある。行政には強い意志を持ち、地道に取り組んでいていただきたい。
- 建物の規制が進んだ段階で景観に違和感を与えるのは、屋外広告物や電柱の問題であり、それらが道路景観や見通し景観に違和感を与えることになるのではないか。10m以上の屋外広告物については規制するが、それ以外のものは形状等の指定はしないとしているが、何mかセットバックしなければならないものなど、ガイドラインを決めなければならないのではないか。指導方針をつくらなければ、後々、建物は揃っているがそれ以外の部分に統一感がないという状況になってしまうのではないか。
- 屋外広告物に関する取り扱いを景観条例とは別に定めるとしても、結果として両方を合わせて景観をかたちづくっているということが分かるようにすべきではないか。

<景観協定について>

- 普通の住宅地においても、住民協定というかたちで、住民が率先して自分たちの住むエリアの美観を保っていかうという取り組みが様々な地域で行われている。平塚市の場合、いくつかの整った住宅街がある。住民の声を拾い上げ、景観協定というかたちもとれるような計画内容にしてはどうか。

◇景観づくりの推進について

<景観審議会の位置付けと役割について>

- 県条例の目玉として、名称は未定だが、県内市町村の情報共有の場として景観会議のようなものを設置し、事例紹介や情報発信の場とすることが検討されている。是非、周辺市町村との連携も考えていただきたい。
- (仮称) 都市づくり条例に位置付けが検討されているまちづくり審議会が立ち上がった際に、景観審議会は地区まちづくりの流れのどの部分に関わるのか。

<景観資源データベースについて>

- 景観要素シートと景観資源データベースの関連性が分かるような名称にすると良いのではないか。
- 景観資源データベースの内容が景観要素シートに反映されることで、市民参加にも繋がるのではないか。

<その他>

- どのような優先順位で無電柱化が進められていくのか市民が把握することによって、認識が随分変わってくるのではないか。数年後電線が地中化されると思っていれば、市民に景観に力が注がれていることが伝わるだろうが、何も知らなければいつの間にか地中化されたとしか感じないのではないか。予算や、電力会社との調整があるので難しいと思うが、優先的に無電柱化を進めるルートに関して市民の合意が得られており、また、認識がされることも必要ではないか。

◇中間報告(案)について

- 資料-5の1-1 ページに平塚市景観計画の策定手順が示されているが、景観計画とその他の条例の役割分担や、まちづくり審議会と景観審議会の役割分担についても図示できれば良い。